

## 高校生キャリアサポートネットワーク運営規約

### (目的)

第 1 条 高校生キャリアサポートネットワーク（以下“CSN”と表記します）は、若者たちの社会的・職業的自立と高校を主とした教育機関のキャリア教育を支援するため、企業その他の団体とキャリア教育コーディネーター団体が協働して推進するインターンシップを中心とした活動を通じて、すべての高校生に学校では得られない「新たな視点を学ぶ機会」を提供し、これに参加する高校生が、質の高い進路選択ができるようにすることを目的として活動します。また、企業その他の団体が、インターンシップを「未来の人材となる若い世代に対する理解を深め、自社の仕事や業界の魅力を伝える機会」とするとともに、自社の採用人事や人材育成等に係る基盤整備に役立てることができるよう機会にすることを目指します。

### (構成)

第 2 条 CSNは、高校生を対象とするキャリア教育をコーディネートする幹事団体と、前条の趣旨に賛同し、CSNに登録した企業その他の団体でこれを構成します。

・ 幹事団体（コーディネーター団体）

キャリア教育の一環として企業その他の団体への生徒のインターンシップを希望する高校等の教育機関と、インターンシップの受け入れが可能な企業その他の団体との「橋渡し役」としてインターンシップを運営する団体。

・ 登録団体（サポーター）

キャリア教育協力企業としてCSNに登録した企業その他の団体と、幹事団体からの案内等に応じて当該団体の主催する『マイチャレンジインターンシップ』等のプログラムに参画またはインターンシップを受け入れた企業その他の団体。

なお、登録団体には、上記「サポーター」のほか、積極的に幹事団体や教育機関と協働し、インターンシップによる高校生のキャリアサポートを推進していただく「コアサポーター」の制度があります。（詳細は事務局にお尋ねください。）

第 3 条 CSNは、幹事団体の一つである一般社団法人アスバシ（名古屋市熱田区沢下町8-5私学会館内）に事務局を置きます。

### (登録)

第 4 条 CSNへの登録を希望する企業その他の団体は、方法や様式を問わず事務局にその旨を届け出ることにします。なお、登録に係る費用は無料です。

第 5 条 登録団体の名称は、これをCSN及び幹事団体が発行する広報物（チラシ等の各種案内）やウェブサイトの「登録企業・団体名一覧」に無料で掲載します。また、登録団体は、自社制作の各種社外向けツール（広報物やウェブサイト、従業員の名刺等）において「高校生キャリアサポートネットワーク（CSN）サポーター企業」等の名称を使用することができます。

なお、「コアサポーター」については、事務局がそのホームページ上にハイパーリンク等を設定し、閲覧者による当該企業・団体の情報へのアクセスの利便性を高めます。

### (幹事団体の取組)

第 6 条 幹事団体は、第 1 条の目的を達成するため、以下の事項に取り組みます。

- (1) 高校を主とする教育機関（教職員・生徒）に対し、社会的・職業的自立のためのファーストステップとしてのインターンシップの必要性やその意義を伝え、ひとりでも多くの生徒がイン

ターンシップに参加していただけるよう働きかけます。

- (2) (1)を推進するため、CSN及び幹事団体が発行する広報物や登録団体が作成する会社案内等を利用して、登録団体の情報の周知に努めます。
- (3) インターンシップを希望する教育機関とこれを受け入れることが可能な企業その他の団体とのマッチングを含む連絡調整役として、インターンシップの実施に係る業務に当たります。
- (4) 若者の採用・育成に関するセミナーやイベントを企画、開催するなど、広くCSNの趣旨を周知し、企業その他の団体と高校生との「出会いの場」を提供する活動を推進します。
- (5) その他、第1条の「目的」の達成に必要な業務を行います。

#### (公的機関との連携)

第7条 幹事団体は、行政や学校等がキャリア教育を推進するために設置する機関や制度とも連携し、CSNが保有する団体情報を適切に提供、コーディネーションに活用します。

#### (運営ルール)

第8条 高校生インターンシップは、以下のルールに則ってこれを推進します。

- (1) CSNが推進するインターンシップは、これを受け入れる企業その他の団体における参加者の卒業後の採用を目的としたものではありません。また、学校・生徒の希望等により登録団体に必ずしもインターンシップ希望者を紹介できるとは限りません。
- (2) 教育機関から依頼されたインターンシップに関する情報は、登録団体の業種・職種その他の適合性を十分に考慮したうえで、これを幹事団体から当該企業その他の団体に打診します。
- (3) インターンシップを打診された登録団体は、その情報等を吟味したうえで、受け入れの可否を判断、決定することができます。なお、受け入れの可否がその後の打診や依頼回数等に影響することはありません。
- (4) インターンシップの実施要項（プログラムや受け入れ人員等）は、これを主として依頼元である教育機関が作成し、受け入れ先の企業その他の団体及びコーディネーター団体の三者間における協議のうえ合意、決定します。但し、実施要項の一部の項目（日程・時間等）に関しては、依頼元である教育機関の都合により変更できないことがあります。
- (5) インターンシップを通じて知り得たすべての情報は、紙面・電子的媒体その他の方法の如何によらず、これをCSN外部に開示、共有、漏洩することを禁止します。なお、参加者の個人情報を除き、登録団体が相互に情報を共有することは、これを妨げるものではありません。

#### (登録の解除)

第9条 CSNからの脱会（登録の解除）を希望する場合は、方法や様式を問わず事務局にその旨を届け出ることとします。なお、登録解除に係る費用は無料です。

#### (その他)

第10条 本規約に定めのない事項は、これを幹事団体が別途定めることとします。

第11条 本規約に変更等が生じた場合は、その内容を書面にて、すべての登録団体に通知します。

附則) 本規約は、旧規約を2023（令和5）年9月1日に改正、同日より施行しています。

本規約について、ご不明な点等がございましたら、CSN事務局までお気軽にお尋ねください。